

中国最新法律 Newsletter

Vol.36



Contents

1 国際法務

自由貿易試験区におけるデータ越境移転に関する新展開

～バイオメディカル分野を切り口に、天津自由貿易試験区のデータ越境移転ネガティブリスト及び上海自由貿易試験区のデータ越境移転一般データリストについての考察～



2 ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第22回

～上海化粧品広告宣伝ガイドライン～



3 新法紹介

- 1 全国人民代表大会常務委員会による「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」
- 2 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」
- 3 「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」



4 中国からの風便り

こんなCASEはいかがでしょう。



自由貿易試験区におけるデータ越境移転に関する新展開

～バイオメディカル分野を切り口に、天津自由貿易試験区のデータ越境移転ネガティブリスト及び上海自由貿易試験区のデータ越境移転一般データリストについての考察～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪渡法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

2024年3月22日に公布・施行された『データ越境流動の促進及び規範に関する規定』第6条は、自由貿易試験区に対して、国家のデータ類型別・レベル別保護制度の枠組みの下で、試験区内においてデータの越境移転安全評価、個人情報の越境移転標準契約、個人情報の保護認証管理の範囲に入れる必要のあるデータのリスト（いわゆる「ネガティブリスト」）を自ら制定することを許容した。このことは、実質的に、それぞれの自由貿易試験区に対して、国家によるデータの類型別・レベル別保護制度という大きな枠組みのもとにおいて、各自の実情に応じて、ネガティブリストという形で、当該試験区におけるデータの越境移転の監督管理について、ある程度カスタマイズして調整を行う権限を付与したと言えるだろう。

そのわずか2か月後となる2024年5月9日に、中国（天津）自由貿易試験区（以下「天津自貿区」という）は、『中国（天津）自由貿易試験区データ越境移転管理リスト（ネガティブリスト）（2024年版）』（以下「天津自貿区ネガティブリスト」という）を公表した。またその8日後の5月17日には、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自貿区」という）も、『中国（上海）自由貿易試験区臨海地区におけるデータ越境シナリオ化一般データリスト』（以下「上海臨港ポジティブリスト」という）を公表した。非常に興味深いことに、上海自貿区は、天津自貿区のような「ネガティブリスト」モデルを採用せず、「ポジティブリスト」モデルを採用して、3つのシナリオのデータ越境移転に係る一般データを列挙しており、その中には上海自貿区臨港地区が重点的にサポートしているバイオメディカル産業が含まれている。よって、ほぼ時期を同じくして公表されたこの2つのリストであるが、ポジティブリストとネガティブリストという正反対の方向から自貿区のデータ越境移転の規制に対して初歩的な模索を行うことになった。本稿では、バイオメディカル分野に関するデータを切り口として、この2つのリストについて簡単な比較を行う¹。

一、全体的な紹介

『天津自貿区ネガティブリスト』は、13の大項目と45の小項目からなる包括的なリストで、工業、金融、公共安全、交通輸送、統計と電子商取引等の各方面がカバーされている。そして『上海臨港ポジティブリスト』は、現時点では「バイオメディカル」、「スマートコネクテッドカー」、「公募ファンド」という、上海自貿区臨港地区が重点的にサポートしている分野のみが対象となっている。但し、各々の分野について、更にいくつかのより具体的なシナリオに細分化されていて、それぞれのシナリオはさらに細かくいくつかのデータタイプに分類されており、そのうえで「典型的な例と説明」及び「伝送の要件」が示されている。

『天津自貿区ネガティブリスト』は、「天津自貿試験区の企業が域外に向けてデータを提供する」場合に適用されるため、このリストが適用される企業は、天津自貿試験区内の企業ということになる。一方で、『上海臨港ポジティブリスト』は、上海自貿試験区臨港地区内で登記されていて、且つ臨港地区内で実際にデータの越境流動に関係する活動に従事する企業、事業単位、機構協会及び組織等である。よって、登記地に関する要件があるほか、実際に事業を展開しているという要件も満たす必要がある。

なお、2つのリストは、監督管理措置においても若干異なっている。『天津自貿区ネガティブリスト』の規定によれば、天津自貿試験区の企業が域外に向けてネガティブリスト外のデータを提供する場合は、データの越境移転安全評価申告、個人情報の越境移転標準契約の締結及び個人情報の保護認証の取得は免除される。しかし、『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおけるデータ越境移転のレベル別・類型別管理弁法（試行）』の

本稿では割愛する。

¹ 2024年8月26日に、北京市でも「中国（北京）自由貿易試験区データ越境管理リスト（ネガティブリスト）2024年版」が公布施行されているが、

規定によれば、一般データリストに含まれているデータであっても、データ取扱者は、臨港新エリアの管理委員会に対して登記届出申請を行う必要があり、届出が終わらない限り自由にデータを流動させることはできない。

二、バイオメディカル分野に関係する内容の比較

前述のとおり、『天津自貿区ネガティブリスト』は、複数の分野にわたる包括的なリストである。一方で『上海臨港ポジティブリスト』は、3つの分野のみに関係する限定的なリストである。両者は形式的に大きく異なっていることから、以下では2つのリストのうち、バイオメディカル産業に関係する部分のみを取り上げて比較を行うことにする。

『天津自貿区ネガティブリスト』の中で、バイオメディカル産業に関係する規定としては主に第9章「公衆衛生類」のうち、第31項「健康医療」、第33項「医薬品」、第34項「生物学的安全性」及び第35項「疾病予防管理」がある。一方でバイオメディカル分野の『上海臨港ポジティブリスト』は、主に「臨床試験と研究開発」、「薬物警戒と医療機器の有害事象のモニタリング」、「医学照会」、「製品クレーム」及び「ビジネスパートナー管理」という5つのシナリオに言及している。ここから、『上海臨港ポジティブリスト』の主な着眼点が、やはり「薬」と「機器」の研究開発、製造と取扱いであるということが見て取れる。2つのリストを比較してみると、以下のいくつかの着目すべき疑問点が生じる。

(一) 医療機器に関するデータはネガティブリストから除外されるのか。

『天津自貿区ネガティブリスト』第9章には「医薬品」の項目だけがあり、「医療機器」という項目はない。一方で『上海臨港ポジティブリスト』の中では、「臨床試験と研究開発」及び「薬物警戒と医療機器の有害事象のモニタリング」という2つのシナリオが、医薬品と医療機器の両方をカバーしている。

この文面を見て、天津自貿区では医療機器に関する研究開発、製造、取扱い、販売及び警戒に関するデータは、いずれもネガティブリストに該当しないと判断することができるのであろうか。我々は、医療機器には研究開発、製造、取扱い及び販売等の面で医薬品と類似する点が多々あることを知っている。例えば、医薬品の上市前には臨床試験が必要であるが、一部の医療機器についてもやはり上市前に臨床試験を実施する必要がある。医薬品の上市後は、薬物警戒制度を構築する必要があるが、医療機器についても上市後に相応の有害事象モニタ

リング制度を構築する必要がある。これらの過程の中で発生するデータ及び収集される個人情報は類似性が非常に高く、医療機器に関するデータも、医薬品にならって監督管理を実施する必要があるように思われる。この点に関して、今後さらに明確にされるのを待たなければならない。

(二) 自由に流通可能な試験データをどのように画定すべきか。

『上海臨港ポジティブリスト』では、4つのカテゴリーの「臨床試験と研究開発」データを、自由に流通可能な一般データとして明確にしている。具体的には、「非識別化された被験者の基本的個人情報」、「被験者の健康生理情報」、「研究者の基本的な個人情報」及び「研究者の学歴職歴に関する情報」である。その内容から見ると、この4つのカテゴリーはいずれも臨床試験と関係するデータであって、前臨床試験に関するデータは含まれていない。一般的に、前臨床試験には有効性試験、薬物動態試験、毒性試験等の基礎的な実験室での試験が含まれ、これらの研究により生じたデータを一般データの範疇外へと排除する必要はないように思われる。現時点での推察としては、おそらく自貿区の企業には、臨床試験の過程において生じたデータの越境に対して差し迫ったニーズがあるのではないだろうか。そのため現時点では、臨床試験のデータを一般データの範囲内に含めると考えられる。

一方で『天津自貿区ネガティブリスト』の中では、「人々による医薬品の安全な使用、生物学的安全性に与える影響、公共安全に関わるデータ。例えば特定の医薬品に関連する実験データ、及び医薬品の製造工程、製造施設等に関連する実験データ等」がネガティブリストに記載されている。しかし「人々による医薬品の安全な使用」の定義は非常に幅広い。理論上、すべての臨床試験データが直接又は間接的に医薬品の使用の安全に関わる。また「特定の医薬品に関連する」とは、具体的にどのような医薬品を指しているのかについても定義がなく、更なる明確化が待たれる。

(三) ヒト遺伝資源についての表現の差異。

『上海臨港ポジティブリスト』の中では、ヒト遺伝資源情報の越境については、原則として『ヒト遺伝資源管理条例』に従って届出を行うものとされている。但し、「我が国の公衆の健康、国家の安全と社会の公共の利益に影響する可能性がある」場合は、国务院衛生健康主管部門が組織する安全審査に合格しなければならないとされていて、その表現は『ヒト遺伝資源管理条例』と

一致している。つまり、ヒト遺伝資源分野の情報はポジティブリストには含まれているわけではなく、特別法の規定に従って別途処理する必要がある。

『天津自貿区ネガティブリスト』の第31項目の中で、「種族の全体の状況を反映し、又は生物学的安全性に関連する遺伝資源データ」はネガティブリストに含まれると記載されていて、その表現は『ヒト遺伝資源管理条例』とは若干異なっている。但し、『ヒト遺伝資源管理条例』は、ヒト遺伝資源の管理に関わる専門の法律であって、データの取扱いは、ヒト遺伝資源情報の越境提供を行うとき、やはり優先的に『ヒト遺伝資源管理条例』の関連規定を遵守する必要がある。よって、実務上で特に大きな違いが生じるという訳ではないと思われる。

(四) 臨床試験、薬物警戒及び有害事象のモニタリングの過程において取得した個人情報の処理方法。

臨床試験、薬物警戒及び有害事象のモニタリングの過程において取得した個人情報の定性及び処理は、いずれも常に大きな関心を集める問題である。

例えば、医薬品の臨床試験では、原則として二重盲検モデルが要求されるため、スポンサー（医薬品開発企業）が一般的にアクセス可能なのは、いずれも被験者の非識別化された個人情報である。但し、臨床試験機構は、このような個人情報を「非盲検化」することもできる。よって、大多数の見解として、このような個人情報を『個人情報保護法』上の「非識別化」された情報に含めるだけでは、まだ「匿名化」の基準を満たすことはできないと考えられている。そして『個人情報保護法』の規定によれば、非識別化された後の個人情報も、依然として個人情報として規制される。さらに、薬物警戒を実施する過程において、医薬品企業は非識別化されていない個人情報に直接触れる可能性が高い。しかも、臨床試験であれ、或いは薬物警戒であれ、これらの個人情報はいずれも情報主体の「医療健康」に関わる情報である。よって、「機微な個人情報」に分類される可能性が非常に高い。

『天津自貿区ネガティブリスト』は、この問題に対して特殊な規定を行っているわけではない。「重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、その年の1月1日から累計して域外に100万人以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）又は1万人以上の機微な個人情報を提供している場合」、データ越境移転安全評価の手続きを行う必要があり、「重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、その年の1月1日から累計して域外に10万人以上の個人情報（機微な個人情報を含まない）又は1万人未満の機微な個人情報を提供している場合」、個人情報の越

境移転標準契約を締結し、又は個人情報保護認証を取得する必要があると求めている。これは『データの越境移転を促進・規範化するための規定』の要件と完全に一致している。

一方で、『上海臨港ポジティブリスト』では、臨床試験における「非識別化された被験者の基本的な個人情報」と「被験者の健康生理情報」及び薬物契約と医療機器の有害事象モニタリングにおける「非識別化された患者の基本的な個人情報」、「患者の基礎的な生理状態に関する情報」及び「患者の医療記録」等の情報は、すべて一般リストの中に含まれている。但し、『上海臨港ポジティブリスト』も、その前文で、『データの越境移転を促進・規範化するための規定』の定めにも照らして、「一般データリストのうち、個人情報に関わるものについては、データ取扱者がその年の1月1日から累計して越境移転した個人情報の数が10万人未満である（機微な個人情報を含まない）」という要件を満たさなければならない」と明確にしている。

このような表現に照らすと、たとえ『上海臨港ポジティブリスト』に記載のある非識別化された個人情報であっても、それが個人情報に関わる限り、やはり『データの越境移転を促進・規範化するための規定』に従って取り扱う必要があると理解することができる。但し、前述したように、例えば「被験者の健康生理情報」や「患者の基礎的な生理状態に関する情報」及び「患者の医療記録」等の情報が、機微な個人情報に該当することはほぼ間違いない。このような情報を一般データリストに含めて管理することは、一般データリスト制度の原点と抵触しないのかという疑問が残る。この問題については、さらに明確にする必要があると思われる。

三、まとめ

『天津自貿区ネガティブリスト』であれ、『上海臨港ポジティブリスト』であれ、いずれも自貿区がデータの越境移転に関して取り組む重要な試みである。『天津自貿区ネガティブリスト』の最大の意義は、「重要データ」を相対的に、より具体的にリストアップしたことであるといえる。『データ安全法』が施行されて以来、「重要データ」をいかに画定するかという問題が常に大きな関心事であった。しかも『データの越境移転を促進・規範化するための規定』にも「関係する部門、地区から、重要データであることを告知されておらず、又は公開・公表されていない場合、データ取扱者は重要データとしてデータ越境移転安全評価の申告を行う必要はない」と明

文で規定している。従って、中国国内で事業を行う全ての企業が「重要データ」の具体的な範囲と内容がさらに明確にされることを期待しており、『天津自贸区ネガティブリスト』は間違いなく良いモデルとなるであろう。但し、現時点において、『天津自贸区ネガティブリスト』はカバーする範囲が広い一方で、表現はやや曖昧であるため、具体的な運用の際にはある程度の不確実性が残るかもしれない。

『上海臨港ポジティブリスト』はポジティブリストとして、その最大の特徴は、その画定の範囲とシナリオがより明確で具体的であり、実際に運用しやすいという点である。しかし、『上海臨港ポジティブリスト』で明確にしなければならない最大の課題は、ポジティブリストの中に含まれていないデータであれば、絶対に一般データには含まれないのか、という疑問への回答と思われる。『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアにおけるデータ越境移転の類型別・レベル別管理弁法（試行）』の規定に照らして、自貿区はデータの越境移転についてレベル別の管理モデルを採用している。データを核心的データ、重要データと一般データという3種類に分けている。重要データについては重要データ目録管理を採用し、一般データについては一般データリスト管理を採用してい

る。この体系によれば、一般データと重要データは、「二つのうちのどちらか一つ」という関係になり、一般データリストに含まれないデータであれば、それは必ず重要データとして取り扱われざるを得ない。そのような状況を解消するための比較的合理的なやり方の一つとして、ポジティブリストを非限定的な列挙を行う「セーフハーバー」条項であると見なすことが考えられる。つまり、ポジティブリストに入っているデータは必ず一般データに該当し、一方でポジティブリストに入っていないデータについては、重要データ目録にも入っていないければ、個別に一般データであると認定される可能性も残っているということである。このようにすれば、ネガティブリストの全体的な管理体系との整合性が保たれると考える。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第22回

～上海化粧品広告宣伝ガイドライン～



弁護士法人大江橋法律事務所

高槻 史

PROFILE

1. 化粧品の効能効果表示及び広告宣伝に関する規制

中国国内で生産又は販売される化粧品¹（特殊化粧品、普通化粧品）は、化粧品分類規則及び分類目録（2021年5月1日施行、以下「分類目録」という。）に従い、効能効果表示、作用部位、製品剤型、使用対象群等の項目に応じて分類の上、登記/登録される。この目録は、登記/登録時の製品分類の選択のルールを示すものであり（複数選択も可能である）、目録に記載された用語・表現をそのまま用いなければならないものではないが、登記/届出人は、当該ルールに従って製品分類を選択した上で、「化粧品効能効果表示評価規範」（2021年5月1日施行。以下「評価規範」という）に従って、製品の効能効果表示の内容に応じて、人体効能効果試験、消費者使用テスト、実験室試験、文献資料又は研究データに基づき評価を実施し、資料の提出や評価結果概要の登録・公開をしなければならない²。

また、登記/登録済の製品については経過期間中に評価を行い、評価結果により当該製品の名称及び製品標識が示す効能効果表示の内容を証明できない場合には、経過期間満了前に変更申請を行い、製品の実際の属性に基づき製品分類の調整を行い、同時に製品名称又は標識の関連する内容について修正を行わなければならないとされている（表示規範公告及び2022年3月10日付NMPAの化粧品監督管理常見問題解答（三））。

効能効果の表示や虚偽宣伝とされる用語例については、化粧品管理監督条例の法改正前ではあるが、NMPAが代表例を開示している（2019年12月25日『化粧品に関する違法表示と虚偽宣伝の識別』）。

そして、2024年2月28日、上海市市場监督管理局及び上海市薬品监督管理局は、「上海市化粧品業界広告宣伝適法ガイドライン」（以下「本件ガイドライン」という）を公布した。上海市におけるガイドラインという位置づけではあるものの、中国全土の中でも上海には多くの化粧品販売会社が集中しており、一定の参考価値があると考えられるため、本稿ではその内容を紹介していきたい。

2. 上海化粧品広告宣伝ガイドライン

(1) 化粧品の製造・販売者の広告宣伝についての責任

化粧品の製造・販売業者は、自らまたは委託して設計、制作、発表した化粧品広告の真実性および合法性について法的責任を負い、他者に委託して化粧品広告の設計、制作、発表を行う場合、広告主としての法的責任を負う。また、テレビショッピング、ライブ配信、インターネットプラットフォームを通じた広告宣伝活動、または広告代言人（芸能人、著名人等に広告PRを依頼する場合）委託して、商品の推薦や証明を行う場合には、契約を締結し、各当事者の責任を明確にし、広告のコンプライアンス管理を共同で行う必要があり、化粧品広告を発表する際には、営業許可証、国内で化粧品を製造する場合、《化粧品製造許可証》を取得すること、化粧品が登記/届出済みであることの証明書類、化粧品の製品品質検査合格証明書（輸入化粧品の場合は入境貨物検査検疫証明、広告内容の真実性を証明する関連資料が必要とされる。

また、未登記/未届の化粧品、化粧品登記/届出が取消された化粧品、無許可で調合された化粧品、化粧品製造に使用が禁止されている原料、登記/届出が必要だがされていない新原料を使用して製造された化粧品、医薬品監督管理部門が営業営停止/一時停止を告知した化粧品、その他製造又は販売が禁止されている化粧品の広告は禁止されている。

(2) 効能効果の表示

現行の「化粧品分類規則及び分類目録」に基づき、化粧品広告で宣伝できる効果には、染毛、パーマ、シミ取り美白、日焼け止め、脱毛防止、ニキビ除去、滋養、修復、クレンジング、メイク落とし、保湿、美容修飾、香り、デオドラント、抗シワ、引き締め、鎮静、皮脂コントロール、角質除去、ボディパウダー、ヘアケア、断毛防止、フケ防止、髪色ケア、脱毛、シェービング補助など26種類の効果が含まれ、効能効果や安全性に関する表現は、製品の登記/届出資料及び当該効能評価表示の根拠資料と一致している必要がある。

(3) 禁止される表現、宣伝

化粧品広告では、化粧品に該当しない効能効果の宣伝は適切ではなく、以下の表現は使用されるべきではない

¹ 髪染、パーマ、シミ取り・美白・UV・脱毛予防に用いる化粧品及び新たな効能効果を宣伝する化粧品は特殊化粧品（国産・輸入品）に分類され、生産/輸入前に登記しなければならない（登記証有効期間5年）。特殊化粧品以外の化粧品（国産・輸入品）を普通化粧品といい、上市販売/輸入前

に届出しなければならないとされる。

² 化粧品効能効果表示評価規範の概要については、中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務第8回連載を参照されたい。

とされる。

- ① 脱毛防止製品の広告：ホルモン調整や発毛促進、生毛促進などの文言
- ② ニキビ除去製品の広告：ホルモン調整、殺菌（抗菌、抑菌）、抗炎症などの文言
- ③ （皮膚などを）修復する製品の広告：傷跡、やけど、火傷、破損部分に使用できるなどの文言
- ④ デオドラント製品の広告：微生物の成長を抑えることで消臭効果が得られるという文言
- ⑤ ボディパウダー製品の広告：病的な多汗を抑える効果があるという文言
- ⑥ 美容修飾製品の広告：まつ毛の成長を促進する効果があるという文言
- ⑦ 抗シワ製品の広告：シワを取り除く、除去するという文言
- ⑧ ヘアケア製品の広告：ダメージを受けた髪質を修復する、枝毛を修復するという文言

また、原料の効能の表現についても、以下の項目が要請されている。

- ① 原料の効能を主張して化粧品の効能を宣伝する場合、その原料の効能主張は化粧品の効能主張と十分な関連性が必要であり、原料の効能を宣伝する際に、製品が実際には持っていない、または宣伝することが許可されていない効能を暗示してはならない。
- ② 原料が持つ疾病の治療効果を宣伝することで、その化粧品が疾病を治療できるかのように示唆または暗示してはならない。
- ③ 化粧品広告で原料成分を宣伝する場合、その成分は製品の配合成分と一致していなければならない。
- ④ 使用していない原料や使用が禁止されている原料の表示をしてはならない。
- ⑤ 配合名だけを使って宣伝する場合、その配合成分や原料の情報を広告で明示することが推奨される。
- ⑥ 特定の原料を含むことを示唆する表現を用いる場合、その製品配合には実際にその原料が含まれていなければならない。

(4) 広告法に基づく禁止表現

化粧品広告についても、広告法第9条、第10条、広告絶対化用語執法ガイドライン等に基づき、以下の内容を含んではならないとされている。

- ① 国家機関における登記、届出、認証などを通じて、化粧品の効能、品質、安全性が国家機関によって認められたかのように示唆するもの。国家機関向けの「特供」「専供」などの内容を宣伝することや、「軍用」「軍用品」と主張したり、軍の装備や施設を利用して宣伝すること
- ② 不正確で不完全な中国地図や、台湾、香港、マカオなどの地域名を不適切に使用し、違法な旗や標識を用いて国家の尊厳や利益を損なう内容
- ③ 性差別や肌色差別を宣伝すること、拜金主義や奢侈

浪費、低俗・庸俗な内容など、社会的な良風美俗に反する内容

- ④ 淫らな内容、賭博、迷信、恐怖、暴力および犯罪を誘発する内容。過度に人間の体を露出させたり、特定の身体部位を見せること、またはポルノやソフトポルノを含む内容
- ⑤ 侮辱、誹謗中傷、脅迫、他人のプライバシーを暴露するなど、他人の合法的權益を侵害する内容
- ⑥ 未成年者の心身の健康に有害な内容、または女性、障がい者、高齢者の合法的權益を損なう内容
- ⑦ その他、国家の法律や規則、公序良俗に反する不良な方向性を持つ内容
- ⑧ 「広告絶対化用語執法ガイドライン」に基づき、「国家級」「最高級」「最良」「第一」「特級」「頂級」「極品」「冠級」「究極」などの用語、またはそれらと同義もしくは類似の表現を用いること

(5) 疾病の治療に関する表現の禁止

化粧品広告に疾病治療の機能を有するかのような表現を含めず、医療用語、医薬品・医療機器と混同されやすい用語を使用してはならないとされ、例示として以下の医療に関連する内容は使用を避けるべきと規定している。

- ① 医薬化粧品、処方、薬方、薬用、薬物、漢方、医療、治療、注射、治癒、妊娠線、各種の皮膚疾患の病名、その他各種病名などの医療用語
- ② 抗菌、菌の抑制、除菌、滅菌、菌を防ぐ、消炎、抗炎症、血液を活性化させる、解毒、抗アレルギー、アレルギー予防、アレルギー除去、シミの洗浄、シミをなくす、癬痕除去、発毛、脱毛防止、減量、脂肪溶解、脂肪吸引、瘦身、顔痩せ、脚痩せなど、医療的効果を明示または示唆する用語

(6) 虚偽、誇張、検証不能な内容、消費者を誤導する表現の禁止

化粧品広告に虚偽、誇張、検証不能な内容・表現を含めず、例示として以下の内容は使用を避けるべきと規定している。

- ① 「全効」「神効」「肌再生」などの誇大な表現
- ② 科学界で広く受け入れられていない、または作り上げられた用語、メカニズム、概念、及び「解説」「デジタル」「スマート」「赤外線」「幹細胞」「量子」など、製品特性と関連がなく、消費者が理解しにくい用語
- ③ 虚偽の情報を作成したり、他の適法な製品を貶めたりする行為
- ④ 虚構、偽造、又は検証不可能な科学研究成果、統計データ、調査結果、引用語等
- ⑤ 純天然製品、有機製品という表現。化粧品に一部天然または有機原料が含まれている場合、それを「純天然原料」や「有機原料」と宣伝し、消費者にその化粧品が「純天然製品」や「有機製品」であるとの誤解を与えることはしてはならない。

- ⑥ 食品レベル、食べられるなどの用
- ⑦ 添加ゼロ、無添加という宣伝を行う場合は、添加されていない具体的な成分や原料名を明示しなければならない。「ゼロ」「無」「含まない」などの用語を使用する場合、それは実際の内容と一致している必要がある。
- ⑧ 化粧品の製造に使用禁止されている原料について、「重金属不含有」などと宣伝すること
- ⑨ アレルゲンやアレルギー物質が含まれていないと宣伝し、製品がアレルギーを引き起こさないことを示唆し、消費者を誤導すること
- ⑩ 合法的に添加できる原料成分の危険性を誇張して宣伝し、競合他社を中傷すること。例えば、「シリコンオイルが毛穴を詰まらせる」と宣伝し、自社製品を「無シリコンオイル」と謳うこと、「アルコールが皮膚にアレルギーを引き起こす」と宣伝し、自社製品を「無アルコール」と謳うことなど
- ⑪ 「穏やかで刺激がない」と宣伝する場合は、人体効果評価試験、消費者使用テスト、または実験室テストなどの効果評価試験を行い、効果を評価した証明が必要である
- ⑫ 敏感肌に適していることや「涙が出ない処方」と宣伝する場合は、化粧品効果宣言評価基準に基づき、人体効果評価試験または消費者使用テストを行い、効果を評価する必要がある

(7) データの使用法

化粧品広告で機能、性能、または売上に関連するデータを使用する場合、『中華人民共和国広告法』第8条および第11条の規定に従わなければならない、以下の規定がおかれている。

- ① 第三者の調査や統計データを引用する場合は、出典を明示しなければならない、データに適用範囲や有効期限がある場合、それも明示しなければならない
- ② 化粧品の性能や機能に関連するデータが実験や調査結果に基づく場合、その実験や調査方法は統計学上の意味を有し、関連する技術規範に準拠していなければならない。実験や調査の条件、方法、範囲などが消費者の正確な理解に重大な影響を与える場合は、広告において明確かつ目立つ形で記載する必要がある

(8) 画像等の使用

化粧品広告では、適度なアート効果を用いて化粧品の効果を表現することはできるが、化粧品の使用効果を広告で示す場合、それは実際の効果であり、過度な画像修正、編集技術、ソフトウェア処理、特殊な撮影技法を使用して消費者を誤導してはならない。また、実際の使用

前後の比較を示すために、虚構や編集された前後比較画像や動画を使用してはならない。

化粧品の使用後の効果を広告で示す場合、それは単一の広告製品の使用後の効果を示すべきであり、複数の化粧品や他の製品を併用した場合の全体的な効果を示す場合は、広告内で明示し、消費者を誤導してはならない。

(9) 広告であることの明示

インターネット情報プラットフォームを通じて知識紹介、レビュー、店舗訪問体験などを用いて広告宣伝を行う場合、『インターネット広告管理規則』などに従い、それが広告であることを消費者が認識できるようにし、購入リンクなどを付ける場合は、目立つように「広告」であることを明記する必要がある。また、化粧品の製造・販売業者がライブストリーミングによるマーケティングで製品を紹介する際、広告宣伝に関しては『上海市ネットライブマーケティング活動規範指針』に従い、ライブマーケティング宣伝の規範管理を強化することが求められ、広告代言（有名人やインフルエンサーによる推薦）を通じて製品を紹介する場合、『著名人の広告代言活動のさらなる規範化に関するガイドライン』および『商業広告代言活動の規範指針』に従い、商業広告代言活動の規範管理を強化することが求められ、かつ、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 10歳未満の未成年者を化粧品（子供用化粧品を含む）の広告代言人として使用してはならない
- ② 違法行為や非道徳的行為をしたスター、芸能人、インフルエンサーなどを広告代言人として使用してはならない
- ③ 製品の効果についての説明内容や実際の使用者に適した代言人を選ぶべきであり、子供用化粧品や異性用化粧品の代言の場合、近親者がその商品を十分かつ適切に使用することが求められる
- ④ 広告代言人が自らの名において化粧品の効果を証明（宣言）する場合、その効果は本人が実際に使用した結果でなければならない、他人の使用効果や試験結果を証明に使用してはならない

上記の通り、化粧品については、インターネット、ブログ、SNSなどでの著名人、インフルエンサーによる広告宣伝活動も盛んであり、それらについては他のガイドラインも参照した上で、適正な表現が行われるよう管理していかなければならない。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 全国人民代表大会常務委員会による「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」
- 2 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」
- 3 「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」

1. 全国人民代表大会常務委員会による「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」

医療技術の進歩と出生率の低下により、中国も含めて多くの国で人口構造が高齢化しており、高齢化社会への対処は各国の喫緊の課題となっていると思われる。中国の全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委員会」という）は、2024年9月13日に、来年1月1日より施行される「漸進的な法定定年退職年齢延長の実施に関する決定」（以下「本決定」という）を公布し、法定の定年退職年齢を段階的に延長することを正式的に決定した。

本決定では、男女従業員の法定の定年退職年齢を引き上げることとし、今後15年間をかけて、以下の定年退職年齢まで段階的に調整することが明らかにした。

男性従業員：従前の満60歳 → 満63歳

女性従業員（技術職・管理職でない場合）：

従前の満50歳 → 満55歳

女性従業員（技術職・管理職）：

従前の満55歳 → 満58歳

また、本決定では、上記の法定の定年退職年齢延長の実施を巡り、段階的な調整、柔軟な実施、段階的な推進、全体的な計画の原則を順守することに加えて、中国のあらゆるレベルの人民政府に対して、人口の高齢化に積極的に対応するよう要請し、更に労働者の就職と起業を奨励し、支援し、労働者の権利と利益を確保し、高齢者の介護、保育、その他の関連業務を調整および促進するよう要請している。

本決定で決められた方針を細分化して実施するために、「国務院による漸進的な法定の定年退職年齢延長の実施に関する弁法」（以下「本弁法」という）も同時に公布され、本決定と同様に来年1月1日より施行されるものとされた。

本弁法では、男女従業員のそれぞれの段階的な法定の定年退職年齢の引き上げに関する具体的なスケジュールが定められており、2039年の後半から法定の定年退職年齢は統一されることになっている。また、2030年1月1日より、従業員が基本養老年金を取得できる最低納付期限についても従前の15年間から段階的に20年間に引き上げられ、最終的には、2039年より最低納付期限が20年間に統一されると明確にされた。養老保険の納付期間が法定の最低納付期限に達した従業員は、自主的に早期退職を選択することができるが、繰上げの期限が最長3年間を超えてはならず、且つ従前の定年退職年齢を下回ってはならないとされている。また使用者と合意した上、法定の定年退職年齢に達した従業員は、自主的に退

職の延期を選択することができるが、延長の期限も最長3年間を超えてはならないとされている。養老保険の奨励メカニズムの健全化も強調されており、納付期間の長い従業員、納付金額の多い従業員、また退職を延長した従業員が多めに養老金を取得できることが奨励されている。また労働者の就職・起業への奨励・支援、労働者（特に高齢労働者）の権利、利益の確保、高齢者の介護、保育等の方面において具体的な施策が打ち出されている。

2. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」

「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」（以下「ネガティブリスト」という）は、2024年8月19日開催された国務院の常務会議にて審議・可決され、同年9月8日に国家発展改革委員会と商務部によって公布され、同年11月1日より施行されることになった。ネガティブリストは自由貿易試験区以外の中国全土にわたる外商投資参入に関するもので、主な修正箇所として、制限措置が31条から29条に減少し、従前のバージョン（2021年版）にあった「出版物の印刷業で中方支配」と「漢方煎じ薬の炒法・炙法・煨法・蒸煮法等調製技術の運用及び漢方製剤の秘伝処方製品製造への投資禁止」の2項目が削除された。また従来の製造業への外資参入制限が完全に撤廃された。

一方、今回の国務院の常務会議において、サービス貿易の自由化・利便性をより一層向上させ、クロスボーダーサービス貿易のネガティブリストを全面的に実施し、サービス業の開放を拡大するために総合的試験作業の展開を進めること、また製造業への外資参入制限の完全撤廃だけではなく、電信、教育、医療等のサービス業界への投資開放を加速させることが強調された。更に新業態に応じて外資誘致政策を最適化し、経営環境の最適化等の方面に向けて施策を打ち出す必要があると述べられた。なお、今回の常務会議では、「専精特新企業」（専門性、精巧性、特徴性、新規性の4つの優れた特徴を持つ中小企業という。）への支援・サポートを強化し、財政・税政策、金融、科学技術・産業・人材等の政策を打ち出すことで、企業のイノベーション発展に力を注ぐことが明確にされた。

3. 「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」

国務院は2024年7月22日、「保守国家秘密法実施条例（2024年改正）」（以下「本条例」という。）を公布し、同年9月1日から施行された。

本条例においては、秘密確定責任者の範囲と具体的な職責が細分化されている。秘密確定責任者の中でも、法定秘密確定責任者と指

定秘密確定責任者の区分については、機関・組織の主要な責任者を当該機関・組織の法定秘密確定責任者とし、業務上の必要性に応じて一定の範囲の者を指定秘密確定責任者とすることができるとされ、秘密確定責任者の具体的な職責に対する更なる明確化が行われている。秘密事項の範囲の制定、改正制度の整備、機密事項の範囲が規定すべき主要内容も明確にされ、また秘密を定める権限を有する機関・組織は、国家秘密事項の一覧表を作成し、適時に改訂しなければならないという旨も明らかにされた。

本条例においては、インターネット情報・データの秘密保持管理に対する更なる規範化が行われており、機関・組織の職員は関連規定に違反して秘密にかかわらない情報システムや情報設備を用いて国家秘密を保存・処理・伝送することはできず、スマート端末製品等を使用する際は、国の秘密保持規定を満たしていなければなら

い、という旨が規定された。

更に本条例においては、機関と組織は情報システムと情報設備の運営メンテナンスと日常管理を強化し、秘密関連情報システムのリスク評価を定期的実施し、秘密関連情報システム中に使用されている情報設備の安全性と信頼可能性を確保しなければならないと明確にされた。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

こんなCASEはいかがでしょう。

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

中国での日常生活でよく使う交通手段の一つとしてタクシーがあります。先日、タクシーに乗った際、とても新鮮な体験をしました。中国ではライドシェアが一般的になっており、最近では、通常のタクシーよりライドシェアのタクシーを使う機会が増えています。主な理由としては、様々な特典が付いて価格がリーズナブルなこと、領収書も紙ではなく電子版で受け取れること、一つのタクシーアプリの中に多くのライドシェアサービスが入っており比較できることなどが挙げられます。

ある夏の炎天下の日に、いつものようにタクシーアプリを使ってライドシェアサービスの車を呼んで乗った際、車内の冷房の温度を下げてほしいと運転手に言ったところ、「自分で下げてくれ」と素っ気ない返事でした。素人運転手の雑なサービスと思って、もう一度言ったところ、「自分の携帯で好きに調節してくれよ」という返事が返ってきました。私は意味が分からず携帯電話の画面を見たところ、なんと携帯画面に車内温度と設定温度が表示されており、自分で携帯の画面を操作することで、車内冷房の設定温度や強弱を調節できたのです。更に驚いたのは、車内が少し涼しくなったところで、音楽が流れてきたのです。もしかと思って、運転手に別の曲を流せるかと聞いたところ、「自分の携帯で好きに選んでくれよ」との返事でした。車内冷房と同様、携帯電話の画面に音楽の選択画面が表示されており、自分の好きな音楽を選んで車内で流せることができたのです。その後、快適な車内で好きな音楽を聴きながらタクシーに乗ったのは言うまでもありません。また最近では、タクシーアプリを使う際には意識的にそのライドシェアサービスの車を選ぶようになっています。

日本でも数年前から「CASE」という言葉が流行しており、最初の頭文字「C」は「Connected」を指し、いわゆる「コネクテッドカー」を意味します。コネクテッドカーというと、本来的にはICT端末としての機能を有する自動車のことであり、周囲の道路状況等のデータをネットワークを介して集積・分析し、事故発生時の緊急通報システムなどに使われるようですが、先日のタクシーでの出来事は、まさに「車と繋がった感覚」を持つことができました。また漠然とではあるものの、目的地までの移動手段という車に対する固定観念が将来的に変わると実感できた気がしました。

中国でのライドシェアサービスは、いわゆる大手IT企業や自動車メーカー傘下の企業等、様々な会社がサービスアプリを出しており、この手のサービスには個人情報の漏洩リスクといった問題が常に付きまといまいます。しかし、単なる移動手段をあたかも自分の部屋のように変えてしまう、このバイタリティにはいつも驚かされます。また日本でも同じようなサービスがあるとタクシーを使う人が増えるのではと少し思った次第です。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。